

# 日本電設工業協会 令和元年度 会員大会

## ◆◆ 会員大会次第 ◆◆

開催日/令和元年10月10日(木)  
会場/ホテルメトロポリタン仙台  
4階 [千代の間]

### ■ 会員大会 ■

15:00 ~ 16:30

司会：岩手 佳代子

- 会長挨拶 会長 後藤 清 様  
 来賓挨拶 国土交通省 東北地方整備局長 佐藤 克英 様  
 宮城県知事 村井 嘉浩 様  
 仙台市市長 郡 和子 様
- 基調報告 1. 建設キャリアリアアップシステムと能力評価  
 齋藤 衛 人材委員会能力評価基準専門委員会 副主査  
 ・大坪電気(株) 代表取締役副社長  
 2. 「文系女子から電気工事技術者への道」  
 會津 圭一郎 山形県電業協会 会長  
 ・東北電化工業(株) 代表取締役社長

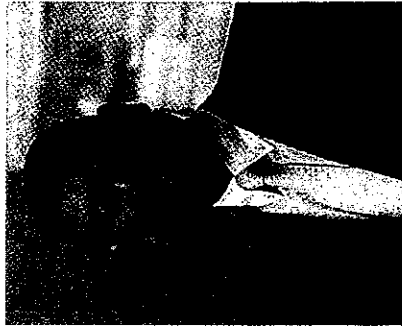
- 大会決議採択 提案説明 運営委員会委員長 江川 健太郎  
 [大会決議(案)]  
 働き方改革と新アクションプランを推進し、行動する電設協として  
 「夢と生きがいのある電設業界」を目指そう  
 ~ 新アクションプラン [5 Actions & X] ~  
 [1] 担い手の育成及び確保&生産性向上  
 [2] 適正な工期・適正な価格での受注の確保  
 [3] 分離発注の促進  
 [4] 電力新時代への対応  
 [5] 国際貢献、海外展開の取組

○5つの目標の達成に向け「戦略的情報発信・関係団体等との連携強化」

閉会

□□ 記念講演会 □□

16:45 ~ 17:45  
ホテルメトロポリタン仙台  
3階 [曙の間]



演題

## 『スポーツを通じての人間形成』 “夢へ向かって”

学校法人梅檀学園 東北福祉大学 コルプロ部 監督  
阿部 靖彦 氏

記念講演会

司会：岩手 佳代子

### 【略歴】

- ・1962年、秋田県大仙市生まれ、57歳。大田震高-東北福祉大学と野球部。妻と二男一女。大学二年生の時に学生コーチを務め、卒業後は大学職員となり、89年コルプロ部(当時サークル)発足と同時に監督就任。宮里優作、松山英樹ら多くの教え子をプロに送り出している。
- ・現在は、理事総務部長、特任准教授の傍ら硬式野球部副部長、軟式野球部監督も務める。
- ・今や名門となった東北福祉大学コルプロ部を「ゼロ」から全国屈指の強豪に育て上げ、個人競技であるゴルフを団体スポーツとしての規律を重んじた部の運営にあたり、選手にとってもっとの土台となる「人間力」の育成に注力。

### ◎プロで活躍する主な卒業生

- 【男子プロ】 星野英正、谷原秀人、矢口拓也、宮里優作、池田勇太、藤本佳則、松山英樹  
 比嘉一貴 他多数  
 【女子プロ】 佐伯三貴、原江里菜、沖せいら 他多数

### 【講演内容】

- ・個人競技のゴルフでチームとして戦う
- ・社会で活躍できる人材の育成
- ・アマチュアゴルフファターの心得

# 令和元年度 会員大会 出席予定者数

令和元年9月20日現在

支 部	大 会	懇親会	見 学 会		ゴルフ大会
			松島コース	巖磐梯コース*	
北海道	10	10	1	1	2
東北	86	84	0	1	22
北陸	18	18	1	0	3
関東	158	154	14	10	48
東海	47	45	7	11	16
関西	56	56	0	1	7
中国	29	28	4	1	3
四国	24	28	1	6	9
九州	45	44	4	5	10
(沖縄)	2	2	2	0	0
招待者等	23	27	0	1	0
計	498	496	34	37	120

見学会

- ・松島コース ～ 松尾芭蕉からも言葉を奪った日本三景・松島と伊達政宗公ゆかりの地を巡り“伊達文化”を感じる旅
  - ・巖磐梯・会津若松コース ～ アジア唯一のサルバドール・ダリ常設美術館と国内唯一の赤瓦の天守閣が蘇った難攻不落の城“鶴ヶ城”を巡る旅
- 会員ゴルフ大会
- ・泉パークタウンゴルフ倶楽部 ダブルペリア方式

\*：見学会の「巖磐梯・会津若松」コースは、表中では「巖磐梯」コースと表記する。(以下、P9～P27も同様)

# ご来賓名簿

局長	佐藤 克英
営繕部長	板橋 薫
営繕部 設備技術対策官	神島 博俊
東北支部長	小泉 朋幸
東北支部 電力安全課長	鈴木 宏
知事	村井 嘉浩
市長	郡 和子
取締役会長	海輪 誠
全日本電気工業工業組合連合会 常任理事	野田 隆司
東京都電設工業企業年金基金 理事長	池田 秀基
(一社) 日本空調衛生工業事業協会 東北支部 支部長	佐竹 毅彦
東北七県電気工業組合連合会 代表理事	小林 功

(敬称略・順不同)

令和元年度  
**会員大会決議**

行動する電設協として  
「夢と生きがいのある電設業界」を目指そう

令和元年10月10日（木） 仙台市



一般社団法人 **日本電設工業協会**  
Japan Electrical Construction Association

本年4月には、5年後の罰則付き時間外労働の上限規制の適用等を定めた改正労働基準法等が施行され、また、6月には建設業界における新たな課題に対応するための新・担い手三法改正（建設業法、入契法及び品確法）が成立した。電気設備業界には、電気設備の建設とその保守管理を通じて、国民生活や経済活動に直結するライフラインを担い、顧客に対して良質な設備を提供するという重大な使命・責務が与えられている。このような使命・責務を全うしていくためにも建設業界を取り巻く大きな流れに対応し、積極的な取組を進める必要がある。

当協会では、昨年4月に策定した「働き方改革に向けた基本方針」に基づき、5年後を見据えた段階的な長時間労働の是正、週休二日の推進等に取り組むとともに、最終年度となった「新アクションプラン（5つの重点目標と11のアクション+戦略的情報発信・連携強化）」を推進するなど、本部・支部及び各都道府県協会が手を携え、更には関係機関・団体との連携を強化しつつ、行動する電設協として「夢と生きがいのある電設業界」を目指す。

## 新アクションプラン ver2

### 〔1〕 担い手の育成及び確保&生産性向上

1. 人材確保・育成事業の展開
2. 魅力ある業界の発信
3. 登録電気工事基幹技能者の社会的地位向上・若年技能者の活躍
4. 生産性向上

### 〔2〕 適正な工期・適正な価格での受注の確保

5. 適正な受電時期の設定
6. 設計図書の精度向上
7. 適正工期算定プログラム策定への参画

### 〔3〕 分離発注の促進

8. 分離発注の浸透に向けた提案力の強化

### 〔4〕 電力新時代への対応

9. 電力新時代に向けた諸課題の整理と新たなビジネスモデルの構築

### 〔5〕 国際貢献、海外展開の取組

10. 国際貢献の取組
11. 海外展開の支援

5つの目標の達成に向け

「戦略的情報発信・関係団体等との連携強化」

# 〔1〕担い手の育成及び確保&生産性向上

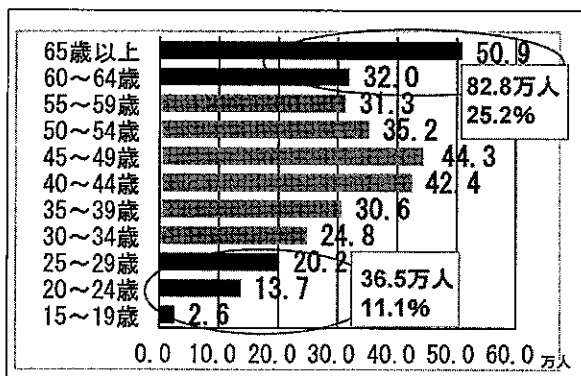
## ～ 働き方改革を進め、夢と生きがいのある魅力的な業界へ ～

建設業では、全体の4分の1を占める60歳以上の高齢技能労働者は、10年後には大量離職が見込まれる一方、それを補うべき若年者の入職は進まず、人手不足は深刻となりつつある。また、建設業では近年若干の減少傾向はみられるものの全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況が続いており、他産業では当たり前となっている週休二日もとれていない。

働き方改革関連法による改正労働基準法に基づき、建設業では2024年度から時間外労働の上限規制（罰則付き）が適用開始されることとなり、これらの新たな課題に対応するため、建設業界における働き方改革の推進、生産性向上への取組、持続可能な事業環境の確保等を図るための新・担い手三法改正が6月に成立、その改正は順次施行される。

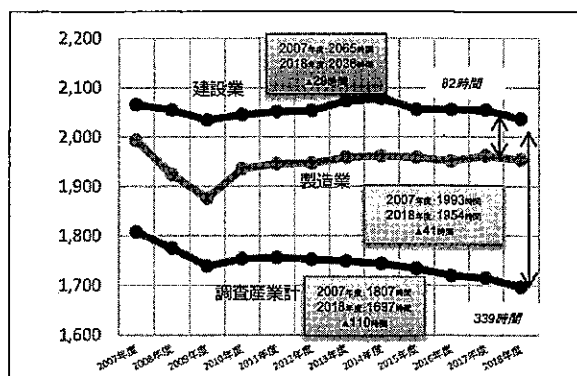
このような背景を受け、昨年4月に策定した電設協の「働き方改革に向けた基本方針」に基づき、働き方改革を推進するとともに、担い手の育成・確保及びソフト・ハード両面からの生産性向上を目指す。

参考1：年齢階層別の建設技能労働者数



出典：総務省「労働力調査」  
(H30年平均)を元に国土交通省にて推計

参考2：年間総実労働時間の推移



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より  
国土交通省作成

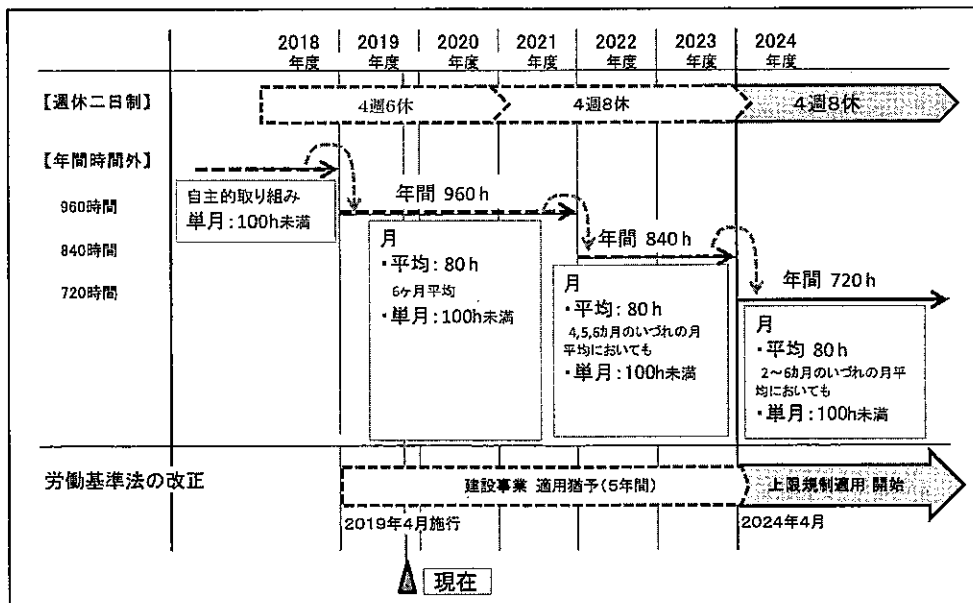
### ○ 長時間労働の是正等

「働き方改革に向けた基本方針」に基づき、時間外労働の削減を図るとともに、週休二日を推進する。

時間外労働の削減については、2024年の罰則付き上限規制の適用への円滑な対応を図るため、今年度から2022年3月までに段階的な目標である年間上限960時間、6か月平均80時間以内、1か月上限100時間未満の実現に努める。

また、週休二日についても2021年3月までに中間目標である4週6休の定着を目指し推進する。

参考3：週休二日制・時間外労働の上限規制への改善目標



\* 電設協「働き方改革に向けた基本方針」より

参考4：36協定上の現状（対象：内線工事部門）

年間の上限時間		(特別条項にて)	<協会目標>
961時間以上	7%	5%	2022年3月までに 年間上限960時間
960～841時間	10%	26%	2024年4月から 年間上限720時間
840～721時間	11%	24%	
720～361時間	32%	42%	
360時間以内	40%	3%	
計	100%	100%	

N=111    N=104

\* 働き方改革働き方フォローアップ調査(令和元年)より

参考5：1カ月の時間外労働の最大値（2018年11月度）

80時間超 …………… 49%

時間外労働(月)		<協会目標>
100h以上	32% → 49%	2022年3月までに1カ月上限100h未満に
99～81h	17%	2024年3月までに複数月で80h月以内に
80～46h	38%	
45h以下	13%	
計	100%	

N=117

\* 働き方改革働き方フォローアップ調査(令和元年)より

参考6：現場における週休二日（土曜日に限らず）の実施状況

実施状況	元請の場合	下請の場合	元下請(計)※	<協会目標>
ほとんど実施していない	31%	44%	37%	2021年3月までに 4週6休 2024年4月から 4週8休
4週5休	12%	19%	15%	
4週6休	36%	22%	30%	
4週7休	4%	3%	4%	
4週8休	16%	8%	12%	
他	1%	4%	2%	
計	100%	100%	100%	

※ 元下請の受注件数割合で再集計

N=118

\* 働き方改革働き方フォローアップ調査(令和元年)より

○ 人材確保・育成事業の展開

大手会員企業の教育・研修施設を活用して開催する「実技講習会（9支部11会場）」を支援するとともに、「講習会メニュー」に基づく講習会、「継続教育（CPD）」への取組、教育機関との意見交換会、学生を対象とした現場見学会、支部・都道府県協会の創意を活かした新たな取組など支部及び都道府県協会が取組む人材確保・育成事業の支援を行い、優秀な人材の確保・育成を目指す。

また、「インターンシップ推進助成金制度」を活用し、中小会員企業が取組む就職促進活動を支援する。

○ 魅力ある業界の発信

協会ホームページに「電気設備業界就職情報ポータルサイト」を開設し、電設業界が果たす社会的役割や働き方、会員企業の企業案内・入職情報の紹介をするとともに、JECA FAIRでは「電気設備業界プロモーションコーナー」を活用し、学生に電設業界の魅力を発信する。

創立70周年事業の一環として制作した電設業界の魅力や生きがいを紹介するPRビデオ「電設業界へようこそ」を活用し、電気設備工事業・電設業界について広く一般に理解を求め、かつ若年者の入職促進を図る。

参考7: DVD「電設業界へようこそ」



## ○ 登録電気工事基幹技能者の社会的地位向上・若年技能者の活躍

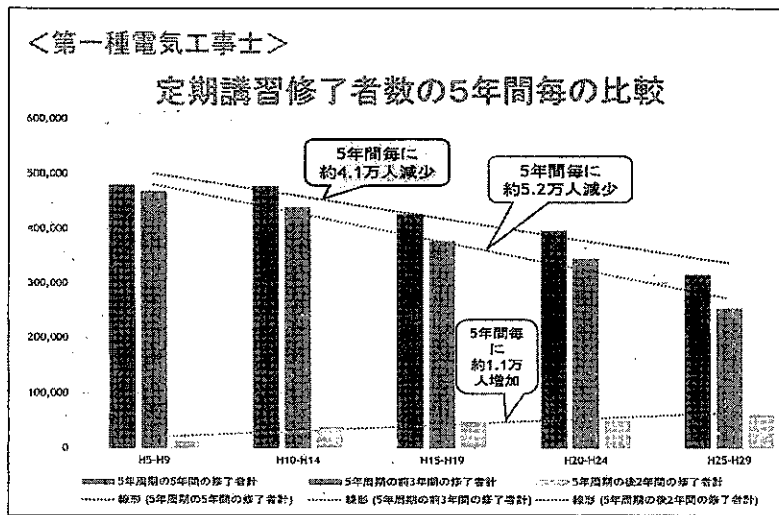
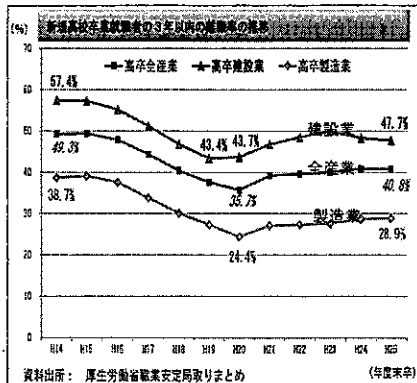
登録電気工事基幹技能者の地位向上、処遇改善のため、建設現場への配置の義務化、総合評価方式での加点評価等、有効活用及び適正評価の一層の推進を関係各方面に働きかけるとともに、先進的な処遇改善の好事例等の浸透・普及を図る。

建設キャリアアップシステムについては、具体的な技能者の処遇改善や現場業務の効率化につながるものとなるよう協力していく。また、国が進める能力評価制度に対応し、評価基準の策定及び評価実施の検討を進める。

実態調査により、第一種電気工事士の将来的な不足も予測されている。

施工方法の変化や工事材料・器具の進展等を踏まえ、関係機関へ実務経験要件の見直し（第一種電気工事士の資格取得のための実務経験年数5年を3年に）を要請し、若年技術者が現場で早期に活躍できる機会の拡大を目指す。

参考8：(一財)電気工事技術講習センター  
「定期講習修了者数の推移と課題について」より



参考9：新規高校卒業就職者の3年以内の離職率の推移  
厚生労働省「労働市場分析レポート」第90号(H30.7.31)より

## ○ 生産性向上

現場でのICT、AI（人工知能）活用やIoT・M2M等の導入、現場施工における材料・広報・工具・作業支援ロボットの活用等の新技術の動向について情報収集を行い、会員各社への新技術・工法の展開を推進する。

また、発注者、元請業者等とも連携しながら、現場での手待ち・手戻りの解消や施工時期の平準化に努めるとともに、特に現場管理社員の長時間労働の実態を踏まえ、工事関係書類の簡素化、現場における打合わせの合理化、現場管理社員の役割の明確化、現場以外でもできる業務の分離、繁忙期のフォローアップ体制の整備など現場における管理業務の効率化や生産性向上に努める。

参考10：生産性向上を図る取組事例  
(技術・安全委員会生産性向上新技術検討WG資料より)





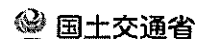
## 〔2〕適正な工期・適正な価格での受注の確保

～ 「適切な工期設定と工程管理」の確保により、長時間労働を抑制するとともに優良な施工品質と安全を確保しよう ～

民間発注者も含めた指針となる「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定、改正等に引き続き、今年6月の建設業法等の改正により、中央建設業審議会による工期に関する基準の作成や注文者に対する著しく短い工期による請負締結の禁止が法定化されるなど、政府により建設業における適正な工期設定に向けた環境整備が進められている。

工期終盤を担う電気設備工事は、建築の工程遅れによる「しわ寄せ」を受けやすく、適切な工期設定と工程管理は長時間労働の是正、週休二日の実現等を含む働き方改革の実現のためにも不可欠である。制度的なバックアップも整いつつある環境を活かし、現場における適切な工期設定と工程管理の確保等の推進を図る。

### 参考 1 1 : 工期の適正化に関する改正



◆中央建設業審議会が工期に関する基準を作成	
(中央建設業審議会の設置等) 第三十四条 (略) 2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。	
注文者	建設業者
◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 (著しく短い工期の禁止) 第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。	◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り (建設工事の見積り等) 第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種類ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。 2・3 (略)
◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知 (工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供) 第二十條の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。	
◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記 (建設工事の請負契約の内容) 第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。 一～三 (略) 四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 五～十六 (略)	

### ○ 適正な受電時期の設定

適正な受電時期設定と施工段階からのチェック体制確立を目指し、「受電前工事出来高(完成度)チェックシート」や「電設協版 保安規程」の普及・浸透に努める。

### ○ 設計図書の精度向上

設計図書の不備等により設備工事会社が被る多大な負担を解消するため、設計図書の精度向上、設計図書における施工条件の明示や適切な設計図書の変更等設計図書に関する課題及び対応策の検討を進める。

# [ 3 ] 分離発注の促進

## ～ 分離発注の一層の浸透を目指そう ～

顧客との直接対話を通じて、電気設備工事の品質の確保、技術革新への対応やライフサイクルコストの低減に的確に対応でき、更には、品質とコストとの関係が透明かつ明確で、顧客に対し満足度の高いサービスを提供することが可能な「分離発注」こそ、顧客の投資した資金を有効に活かすことが出来る最も合理的な発注方式であり、分離発注の浸透に向けた提案力の強化を推進する。

### 参考12： 分離発注方式

**分離発注方式**

**お客様**

↑↓      ↑↓      ↑↓

建築会社     
 電気設備工事会社     
 機械設備工事会社

分離発注方式は、お客様が建築会社と電気設備工事会社等を別々に発注することにより、「良質な施工と明確な責任」を設備工事会社に課するというやりかたで、官公庁はじめ金融機関、生産工場などで多用されています。

**分離発注方式がなぜ優れているのか**

お客様の要望やご予算を直接対話でお聞きすることで、専門家が技術力を発揮いたします！

省エネルギーや省力化に優れた高品質な設備を提案することで、ランニングコストの内大きな割合を占める設備発注コストを低減し、ライフサイクルコスト全体ではコストメリットがある電気設備を提案できます。

**当協会リーフレット**  
「分離発注が優れていることをご存じですか？」より

### ○ 分離発注の浸透に向けた提案力の強化

改正品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」に設備工事の分離発注が明記されたが、当協会が毎年実施している市町村における分離の調査では原則分離発注は約7割であるが、一部の公共発注機関では、技術者の不足や入札不調の増加等の理由から一括発注方式を採用する動きがみられる。

本部・支部・都道府県協会が連携して11月からの3ヵ月間を集中実施期間とする「分離発注促進キャンペーン」を展開し、顧客との直接対話により「分離発注の優位性」のアピールを強化し、分離発注方式の一層の浸透を目指す。

### 参考13： 市町村における分離発注の状況（直近5カ年の推移）

年度	市町村 総数	現 状						今 後 の 方 針							
		原則分離発注		原則一括発注		その他		分離発注維持		一括発注→分離発注		一括発注維持		その他	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
H27	1,732	1,250	72%	258	15%	224	13%	1,248	72%	33	2%	230	13%	221	13%
H28	1,732	1,223	71%	293	17%	211	12%	1,221	70%	36	2%	265	15%	212	12%
H29	1,732	1,211	70%	319	18%	202	12%	1,210	70%	42	2%	286	17%	194	11%
H30	1,732	1,212	70%	312	18%	208	12%	1,211	70%	64	4%	263	15%	194	11%
R 1	1,732	1,198	69%	343	20%	191	11%	1,196	69%	45	3%	305	18%	186	11%

(注)東京都内62市区町村中、離島の9町村分は含まない

\* 政策委員会による毎年度の「市町村における分離発注の現状と今後の方針調査」より

# [ 4 ] 電力新時代への対応

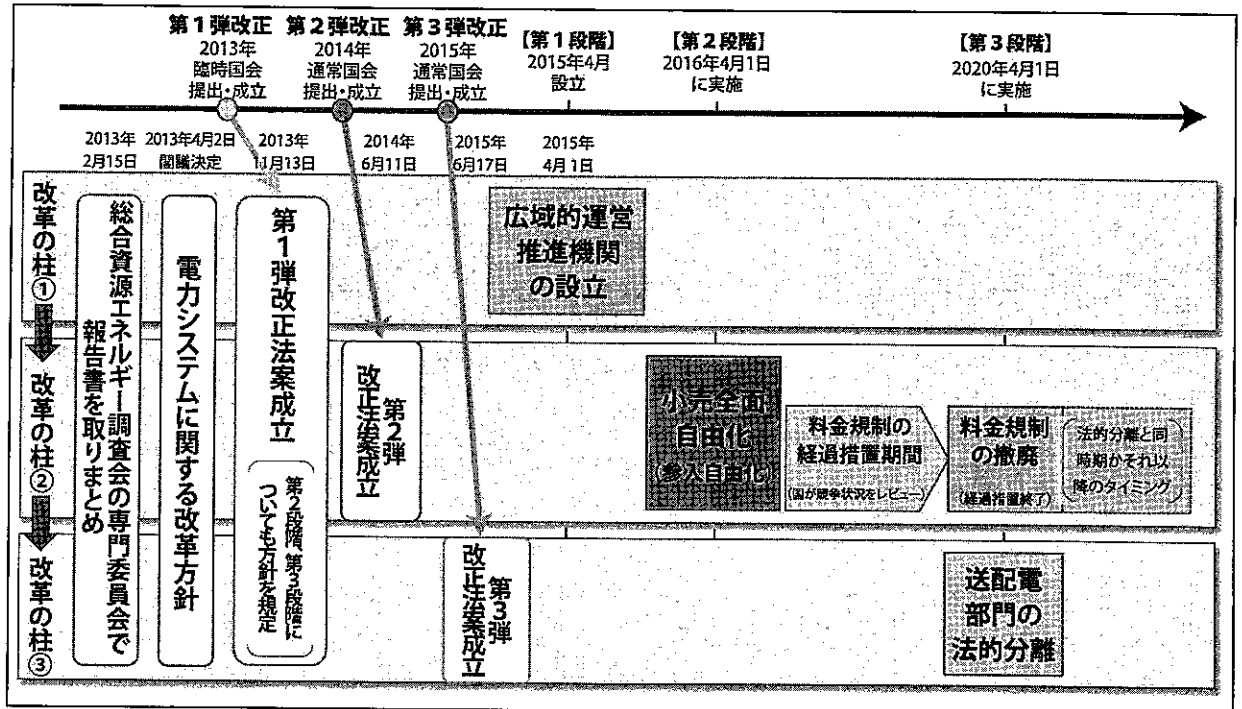
## ～ 電力新時代に対応した新たなビジネスモデルを構築しよう ～

来年、2020年には配送電事業の法的分離が実施され電力システム改革も最終段階を迎える。電力の小売全面自由化、再生可能エネルギーの大量導入、分散型電源の導入の進展など国内のエネルギー事業を取り巻く環境が大きく変化する中で、電設業界も業界全体でこれからの新たなビジネスモデルの可能性を検討していく必要がある。

### ○ 電力新時代に向けた諸課題の整理と新たなビジネスモデルの構築

スマートグリッド(次世代送配電網)に関する動向や関連技術についての情報収集、調査研究を行い、再生可能エネルギー・蓄電技術の活用や効率的なエネルギー利用についての電設業界としての貢献のあり方及び電力新時代の新たなビジネスモデル構築の方向性を探る。

参考14：電力システム改革の全体像



\* 経済産業省・資源エネルギー庁「電力システム改革について」より



## ＊ 戦略的情報発信・連携強化

新アクションプランの実現に向けて、戦略的情報発信・関係団体等との連携強化を図る。

### ①協会活動の広報力の向上

⇒ホームページ、メールマガジン、電設技術、JECA FAIR 等 協会の情報媒体を総動員して情報発信

### ②調査研究成果の会員への還元

⇒ホームページ会員専用サイト「会員専用ダウンロード」、「講習会メニュー」等を通じて還元

### ③先進的な好事例の普及・浸透

⇒先進事例をホームページ会員専用サイト、JECA FAIR 等から発信し、スタンダード化を推進

### ④本部、支部及び都道府県協会の連携強化

⇒関係機関との意見交換成果の「見える化」・「情報共有化」による効率的な業界活動の推進

### ⑤会員の声の事業活動への反映

⇒意見交換会・アンケート等による会員の意見を踏まえた協会活動の充実

### ⑥国土強靱化への対応

⇒電気設備工事の災害時の機能維持に向けた検討、防災・減災等に資する電気設備の紹介、防災協定によるサポート体制の充実

### ⑦関係団体との連携強化

⇒諸課題の解決に向けた関係機関への働きかけ、設備関係団体と連携した要請活動の展開

### ⑧公正かつ適正な事業活動の推進

⇒『会員行動目標』に則り、公正かつ適正な事業活動を推進